公告 第 E96 号
令和8年10月22日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長　北川　陶子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6KS710E03230	6KS81A50142 0001		FS-Z210065

品名　または　件名

樹木剪定等作業役務

部品番号　または　規格

仕様書のとおり

使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊富士駐屯地	管理部営繕課　依田事務官
搬入場所	納期または工期
２３７３	令和9年3月31日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
入札心得等については、富士学校ホームページ及び会計課契約班に掲示する。

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月10日（火）10時00分　本部庁舎B1F入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（1）公告別紙第１号「総額契約注意事項」による。
（2）競争参加地域「関東・甲信越」又は「東海・北陸」の者であること。
（3）原則、現に指名停止を受けているものの下請負は認めない。
（4）入札に関する問い合わせで直接会計課に来訪する場合は、参加資格書の写しを提出又は提示すること。
（5）入札の心得を遵守するとともに、暴力団排除に関する誓約を行うこと。
（6）再度入札は１回までとする。
ただし郵送等により参加者が入札に立ち会っていない場合の再度入札は、令和8年11月13日(金)10時00分から実施する。

(入札に関する問い合わせ)
静岡県駿東郡小山町須走４８１－２７
陸上自衛隊富士学校総務部会計課契約班　契約係　市平
ＴＥＬ　０５５０－７５－２３１１（２２３３）
ＦＡＸ　０５５０－７５－２４４５

(公告掲載場所)
陸上自衛隊富士学校総務部会計課掲示板
陸上自衛隊富士学校ホームページ
(https://www.mod.go.jp/gsdf/fsh/fin/keiyaku.htm)

(メールアドレス)
cont_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

公告別紙第１号

総額契約注意事項

公告本文によるほか、次のとおり入札を実施する。

１　参加資格

公告本文に示すほか、次の各号による。

(1) 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者

(2) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者

(3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得の内容を誓約している旨、入札書に記載する者

２　入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

(1) 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札

(2) 電話、電報又はＦＡＸによる入札

(3) 入札金額が明瞭でない入札

(4) 入札者の記名押印がない又は印影が判別しがたい入札

(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

３　契約書の要否

契約金額が２５０万円を超える場合は契約書を、１００万円以上２５０万円以下の場合は請書を作成する。

但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。

本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

(1) 役務請負契約条項

(2) 談合等の不正行為に関する特約条項

(3) 暴力団排除に関する特約条項

４　入札方法

郵便･信書便入札は認めるが、電子入札は認めない。

参加する場合は事前に電話連絡をすること。

５　落札決定方法

総額による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が２人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目については１００分の８）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。

６　その他

(1) 応札前までに、令和０７・０８・０９年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提出をされたい。また以前の入札等で既に提出している場合は、その旨を申し出

られたい。
(2) 仕様書は富士学校会計課で配付する。受領の際、令和０７・０８・０９年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提示をされたい。
(3) 応札前までに、入札に参加するものが代理人の場合、委任状を提出されたい。
(4) 郵便・信書便で入札する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、封筒の表に契約件名、入札執行日時及び入札書在中と朱書きして、入札日前日（土日祝日を除く。）１７時まで必着させ、その旨を通知すること。

入　札　書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

品　名	規　格	単　位	数量	単　価	金　額
樹木剪定等作業役務	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				
納入（履行）場所	富士駐屯地		納期（履行期間）		9.3.31
入札（契約）保証金	免除		入札（見積）書有効期間		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

8.11.10

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長　北川　陶子　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

別　紙

内　訳　書

品　名	単　位	数　量	単　価	金　額	備　考
樹木剪定	m	850			
樹木剪定（枯木①）	本	1			
樹木剪定（枯木②）	本	1			
樹木剪定（枯木③）	本	1			
運搬処分費	式	1			
諸経費があれば内訳の記載をお願いします。					
小　計					

市価調査表

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

内訳とあわせて11月2日（月）17時までに提出をお願い致します。

品　名	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額
樹木剪定等作業役務	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				
納入（履行）場所	富士駐屯地		納期（履行期間）		9.3.31

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長　北川　陶子　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

別　紙

内　訳　書

品　名	単　位	数　量	単　価	金　額	備　考
樹木剪定	m	850			
樹木剪定（枯木①）	本	1			
樹木剪定（枯木②）	本	1			
樹木剪定（枯木③）	本	1			
運搬処分費	式	1			
諸経費があれば内訳の記載をお願いします。					
小　計					

調達要求番号：６ＫＳ８１Ａ５０１４２

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
樹木剪定等作業		ＦＳ－Ｚ２１００６５	
		作　　成	令和　６年　１月１５日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	富　士　学　校　管　理　部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する樹木剪定等作業について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2及び　ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の1.2及び建築保全業務共通仕様書及び同解説による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
建築保全業務共通仕様書及び同解説

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項については、調達要領指定書による。

2.2　役務の種類

役務の種類については、調達要領指定書により指定する。

2.3　役務の内容等

2.3.1　役務期間

役務期間については、調達要領指定書により指定する。

2.3.2　作業場所、作業内容

a)　静岡県駿東郡小山町須走４８１－２７　　陸上自衛隊富士学校
b)　作業場所、業務内容については、調達要領指定書により指定する。
c)　細部については別図により指定する。

2.3.3　実施要領

実施要領については、調達要領指定書による。

3　監督・検査

a)　監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

b)　請負業者は，業務を実施するに当たり，官側の指示に従うものとする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類については、調達要領指定書による。

4.2　作業管理

a)　本役務は、建築保全業務共通仕様書及び同解説及び事項に定めるところにより適正に行うこと。

b)　本役務において使用する工具、器材類等は、すべて請負業者が準備すること。

c)　請負業者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓を心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。

d)　請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともに、請負業者の責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は請負業者方の負担において行う。

e)　安全管理について万全を期するものとする。

f)　一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施するとともに当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書とともに引き継ぐこと。

4.3　秘密保全

a)　秘密保全は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２の6.1による。

b)　請負業者は，業務を実施するに当たり，官側の指示に従うものとする。

4.4　仕様書等に関する疑義

請負業者は、図面・仕様書との内容に疑義を生じた場合は、監督官と協議するものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	６ＫＳ８１Ａ５０１４２
	調達要求年月日	令和８年１０月１９日
	作成部課	富士学校管理部営繕課
	作成年月日	令和８年１０月１９日
品名	樹木剪定等作業役務	
仕様書番号	ＦＳ－Ｚ２１００６５	

指定事項

2.1　一般的要求事項

本役務は、富士駐屯地で実施する樹木剪定等作業について実施する。

2.2　役務の種類

駐屯地内の樹木の剪定、枯木の伐採

2.3　役務の内容等

2.3.1　役務期間

契約日～令和９年３月３１日

2.3.2　作業場所、作業内容

(1)　樹木の剪定

a)　作業範囲は、駐屯地西側外柵沿いの延長約８５０mの区間とし、細部は別図に示す範囲とする。

b)　剪定範囲は、外柵から樹木側へ５０cmの位置、地上から高さ１０mまでを基準とする。

c)　剪定に当たっては、樹木の生育に著しい支障を与えないよう、適切な位置で切断するものとする。

d)　作業に際しては、外柵その他の施設を損傷しないよう十分注意するものとする。

(2)　枯木の伐採

a)　伐採対象は、作業範囲内に所在する枯木３本とする。

番号	樹種	形状寸法	本数
枯木①	広葉樹	幹周１３０ｃｍ、高さ８ｍ	１本
枯木②	広葉樹	幹周１２０ｃｍ、高さ１２ｍ	１本
枯木③	広葉樹	幹周７０ｃｍ、高さ５ｍ	１本

b)　伐採対象木の位置については、別図に示すものとし、作業着手前に監督官の確認を受けるものとする。

c)　伐採は、原則として地際付近で切断するものとし、切株の高さについては監督官と協議するものとする。

d)　伐採に当たっては、周囲の樹木、外柵及び既存施設等を損傷しないよう、必要に応じて枝払い、分割伐採等の適切な方法により実施するものとする。

e)　伐採後は、切断面の処理及び周辺の清掃を実施するものとする。

2.3.3　実施要領

a)　作業は原則、土日祝日を除く平日に実施するものとする。

b)　伐採に伴う枝等の発生した廃棄物は、関係法令等に基づき、場外処分を実施するものとする。

c)　作業に必要な高所作業車等は、契約相手方にて用意するものとする。

d)　作業中の突風及び災害には万全の注意をし、危険時には、早急に作業を中止すること。

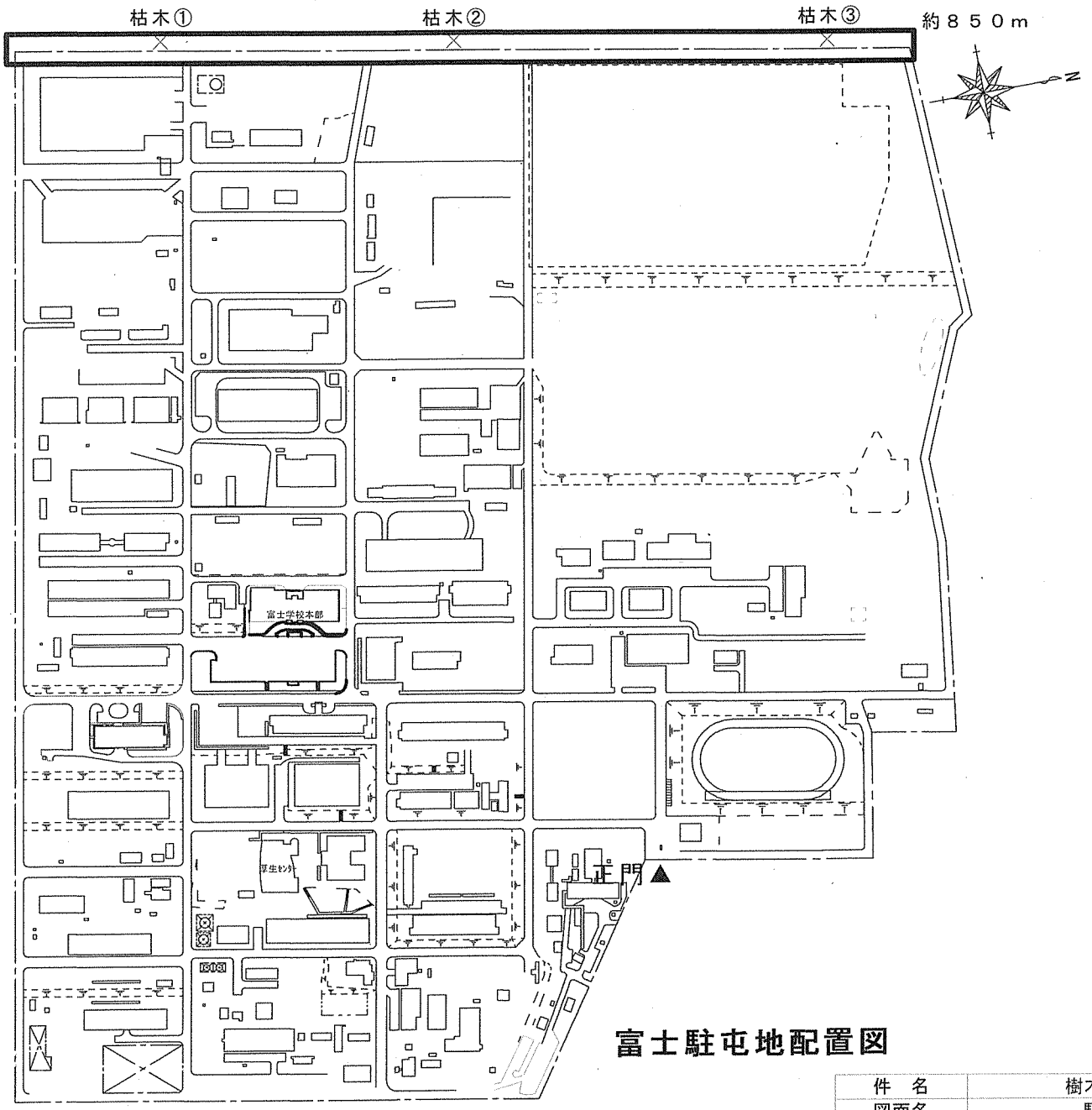
e)　作業中の事故、怪我等の責任はすべての請負業者側の負担とすること。

4.1　提出書類

a)　伐採に伴い枝等の処分を証明するマニフェスト等

b)　作業前、作業中、作業後その他監督官の指示する箇所を撮影し、Ａ４紙に整理して提出すること。

c)　その他監督官が指示する書類（様式別途指示）



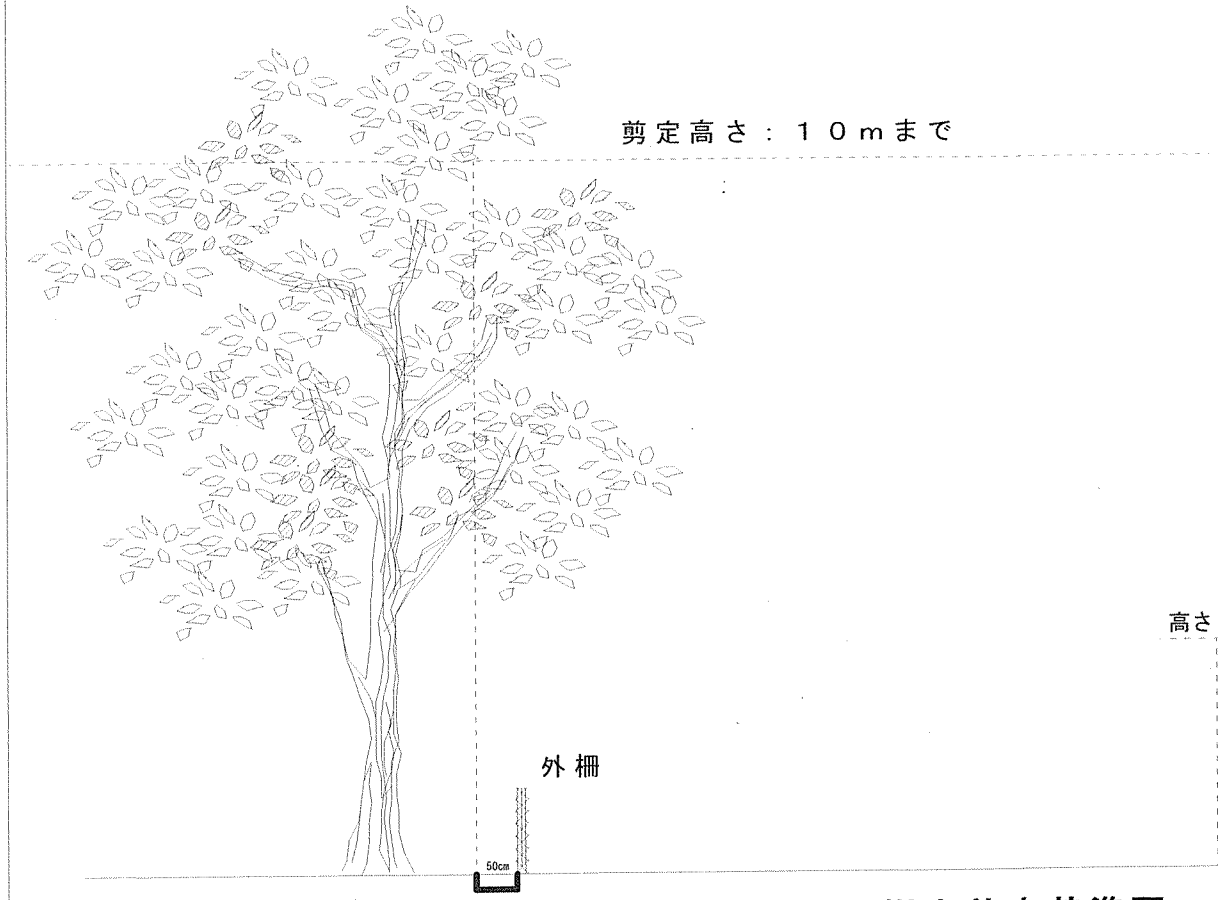
□ 作業場所

× 伐採対象木

富士駐屯地配置図

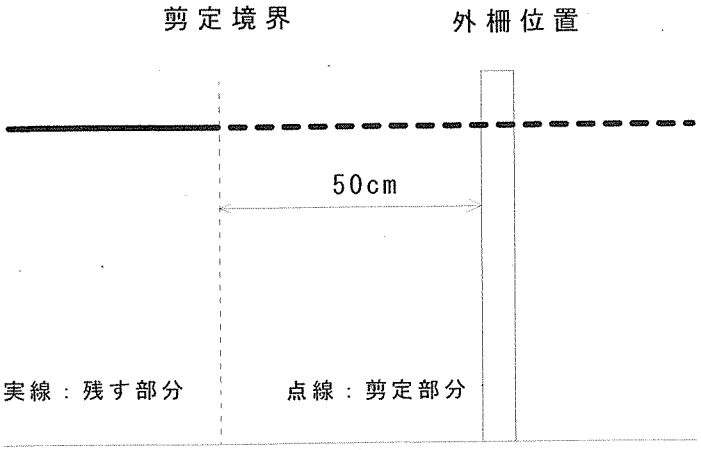
件　名	樹木剪定等作業役務	図面番号	1／2
図面名	駐屯地配置図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊富士学校管理部		令和８年１０月	

①剪定範囲（高さ・位置関係）



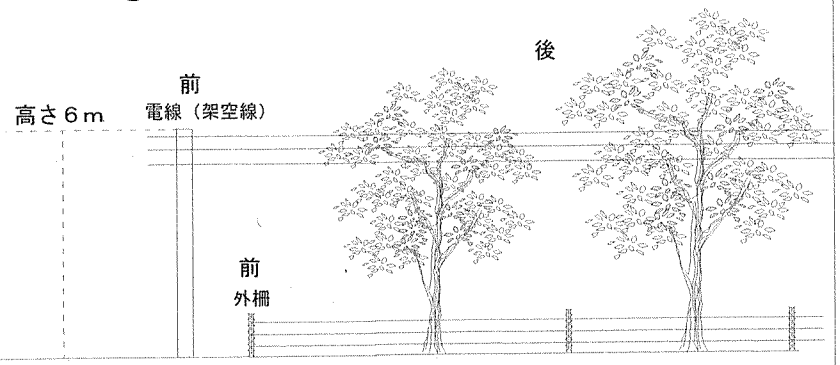
50cmの位置は右の拡大図を参照

②50cm位置の拡大図



※拡大図は模式図

③電線位置図（模式図）



樹木剪定基準図

【剪定基準】　外柵位置から樹木側へ50cmの位置を剪定境界とし、地上10m以下の枝を境界線まで剪定する。
剪定対象範囲には、広葉樹及び針葉樹が混在しており、樹木の間隔は概ね２～５ｍ程度を基準とする。
なお、樹木の生育状況により部分的に密集している箇所があるため、現地調査で確認すること。

【留意事項】　位置関係を示す図。外柵、樹木の形状、樹高、枝ぶりは実際の形状と異なる。
作業範囲内には電線が近接する箇所があるため、受注者は電線の位置を十分確認のうえ、安全に配慮して作業行うものとする。

件　名	樹木剪定等作業役務	図面番号	2／2
図面名	樹木剪定基準図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊富士学校管理部		令和８年１０月	